

市町村林務行政の体制支援を図る 地域林政アドバイザーの活用について

地域林政アドバイザーの活用例

- 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- 森林経営計画の認定の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- 伐採・造林の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- 路網の整備・管理計画の策定の指導・助言
- 民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- 森林GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンスへの助言等
（新たな土地所有者届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新）

市町村

【情報提供】
北海道

雇用・業務委託

【専門研修】
林野庁・北海道

地域の人材

地域林政アドバイザー対象者の要件

以下のいずれかに該当する技術者の方、又はその技術者が在籍する法人が対象です。

- 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）
- 技術士（森林部門）
- 林業技士
- 認定森林施業プランナー
- 認定森林経営プランナー
- 地域に精通する方で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

参考資料
林野庁制定
の要綱Link

地域林政
アドバイザー
活用推進要綱

(R3年11月10日
一部改正)



地域林政アドバイザー活用推進要綱
第2（1）②オに定める林野庁が
実施する研修に準ずると林野庁が
認める研修の認定基準及び認定
手続きについて
(R3年11月10日一部改正)



地域林政アドバイザー制度とは

市町村等が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るものです。

この取組を行う市町村等に対しては、特別交付税により雇用や委託の経費が措置されることになっています。（令和元年度は、措置率：都道府県0.5・市町村0.7、対象経費：1人あたり500万円が上限）